

平成27年度第2回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時	平成28年2月24日 水曜日 午前10時00分～午前11時48分
開催場所	函館市役所 本庁舎 8階 大会議室
次第	1 開会 2 議事 (1) 函館市屋外広告物条例第6条第2項、第19条第3項に基づく許可の基準および第7条に基づく許可の適用除外の基準の変更について（公開） (2) 景観行政の検証と見直しについて（報告）（公開） 3 その他 4 閉会
出席者	都市景観審議会委員 11名 事務局 — 函館市 7名
傍聴者	一般傍聴者 0名 報道関係者 2名

1 開 会

(司会〔事務局〕)

ただ今から平成27年度第2回函館市都市景観審議会を開催する。

本日は11名の委員が出席し、過半数を超えているので、函館市都市景観条例第45条第3項の規定により会議は成立している。

これからの議事進行は、会長にお願いする。

2 議 事

(1) 函館市屋外広告物条例第6条第2項、第19条第3項に基づく許可の基準 および第7条に基づく許可の適用除外基準の変更について

(会長)

議事に入る前に会議の公開・非公開について確認する。

原則、函館市が開催する会議は公開となっているが、その都度、会長が議事の内容を確認して決めるということになっている。本日の議事内容について事前に確認したが、公開で行うことが妥当であると判断した。

本日の会議資料は、数字の対比など分かりにくい部分もあるので、説明する際に、説明する資料のページを最初に言ってから説明をお願いしたい。

では、議事の1「函館市屋外広告物条例第6条第2項、第10条第3項に基づく許可基準および第7条に基づく許可の適用除外基準の変更について」説明をお願いする。

(都市建設部参事3級)

【資料1-1に基づき諮問主旨について説明】

【屋外広告物の表示のルールに基づき広告物の許可制度および許可不要の広告物について説明】

【広告景観整備地区についてに基づき同地区の広告物の許可制度について説明】

【資料1-3に基づき広告物の許可基準および許可の適用除外基準の変更の概要について説明】

【資料1-4に基づき広告景観整備地区の案内表示に関する許可基準の変更について説明】

(会長)

内容が多岐に渡るので、まずは広告景観整備地区における案内表示に関する許可基準の変更について事務局から説明を受けた。

これについて、基本的な質問や意見はないか

(A委員)

観光施設をどのように特定するのか、非常に難しい。観光客が利用する飲食店も含めてしまうと、許可制度の運用がかなり難しい状況になるのではないかと。許可基準として定めるときには、決めておいたほうが良い。

(会長)

今の意見は、観光施設とはどういったものをイメージしているのかという内容である。観光施設という言葉だけ捉えれば、何でもありのようなかたちになってしまうので、事務局で何かイメージしているものがあるのか、また、これからそれを決めるということなのか。

(都市建設部参事3級)

函館市で発行している観光パンフレットに記載している施設、観光案内している施設が一つの基準になるかと考えているが、流動的な部分があるので今後、検討していかなければならないと考えている。

飲食店が観光施設に入るようなイメージは持ってはいない。

(会長)

今の事務局の説明を聞いた上で、観光施設について意見はあるか。

(B委員)

大型のお土産店が派手な広告を掲出している場合もあるので、そういった広告については、規制した方が良くと思う。

(会長)

「観光施設」という言葉を受けて、留意した方が良くということがあれば意見を伺いたい。

(C委員)

変更するということは、課題があつてのことだと思うが、どういう理由で変更することとしたのか。

(都市建設部参事3級)

掲出できる案内広告物の規定が不明確であるということが大きな変更の理由である。

(都市建設部参事 3 級)

現行の規定では、「公衆の利便に供するための特定の施設等への案内を目的とする広告物」となっている。この規定の解釈について、具体的な施設の事例をあげて、「この施設は公衆の利便に供するための施設になるのではないか」といった相談を何件か受けている。例えば、コンビニエンスストアは商業施設であるが、公衆の利便性に供する施設にも該当するのではないかとこの相談もきている。

現行の不明確な規定のままだと、屋外広告物条例の適正な運用ができない場合も考えられ、今回変更しようとしている地区が、良好な景観の形成を特に図る広告景観整備地区であることから、今一度内容を見直しして、規定を整理することとし、今回の変更案を提案した。

(C 委員)

そういうことであれば、なおさら観光施設の定義をきちんと考えておいた方が良い。色々な場面が想定され、色々な問い合わせがくることも考えられる。

(会長)

運用上の基準を別につくって規制する方が良いのか、基準の中に事例を列記するのが良いのか、このような基準をつくる場合、一般的にはどのような手法をとるのか。

(都市建設部参事 3 級)

資料 1-2 に改正前と改正後の新旧対照表があるが、改正後の欄で 1 から 8 までについては、それぞれ法律や条例に基づく基準としている。9 の観光施設については、今、審議会委員から意見をいただいているところである。10 は、その他市長が指定する施設となっている。

9 の観光施設については、この文書の中で具体の施設を列記することは難しいことから、パンフレットに例示する、もしくは運用基準を定め、それを公開するといったいくつかの方法があると考えている。

基準を改正する以上は、基準が不明確にならない方法をとっていきたいと考えている。

(会長)

運用基準を定めるということは、運用上の過程において、その都度、出てきた物件の事例を積み上げていき、それを運用基準に追加していくということか。

(都市建設部参事 3 級)

「観光施設」と「その他市長が指定する施設」については、物件が出てきた都度ということもあると考えているので、運用基準等に追加することになった場合は、多くの人が見ることができるように、公開していきたいと考えている。

(D 委員)

資料1-2の改正後を見ると、1から8までは具体的に記載してあり良いと思う。9・10に関しては、裏付けが足りないと思う。

規定が不明確であるから変更するという考え方からすると、この9の観光施設という書き方は不明確な領域を含んでおり、変更理由と矛盾している。

個人的には10のその他市長が指定する施設に含まれると思うので、9に観光施設という曖昧な文言を入れることは、課題が大きいと思う。

(会長)

今の意見は、9と10について言えば10が9を包含するので、10のその他市長が指定する施設だけにして、9の観光施設という基準は削除した方が運用上良いのではないかということである。

あえて「観光施設」を抜き出した考えを聞きたい。

(都市建設部参事 3 級)

「観光施設」を抜き出した理由の一つは、現状、この地域に案内表示が3つ有り、そのうちの1つが観光施設を有している企業の地図の広告物で、こういった既存の広告物にどのような対応していくのかといったことも考えてのことである。

一方で、既存の広告物に対して、10のその他市長が指定する施設で対応するという可能性もあると考えている。

(会長)

事務局の話としては、既存の広告物への対応、さらに広告景観整備地区は大切な観光地域でもあることから、あえて「観光施設」を基準として抜き出したということである。

(会長)

委員の意見を集約したいと思うが、9の観光施設を削除し10のその他市長が指定する施設に9の観光施設が含まれるという考え方が良いか、9の観光施設を残しておいた方が、観光を大切にす函館市としての意志が伝わることとなるので、その方が良いのか。

(会長)

多数決で決める話ではないが、委員の考えを確認したいので、9と10を別々に記載した方が良く考える委員、簡単に挙手をお願いします。

(各委員)

○名の委員が挙手

(会長)

9は10に包含されるので10だけで良く考える委員、挙手をお願いします。

(各委員)

○名の委員が挙手

(会長)

委員の数としては、10に包含する意見の方が多いようであるが、事務局で表現の方法を検討してもらいたいと思うが、事務局はどう考えるか。

(都市建設部参事3級)

審議会からは「観光施設について不明確な部分があるので、明確な基準とするように」といった内容の答申をいただき、それを受けて事務局として「観光施設」を「その他市長が指定する施設」に含める方法をとるのかまたは、別な表現とするのかを検討させていただくということではどうか。

(E委員)

観光施設を明確に定義するのは難しいと思うが、例えばロープウェーといった施設は観光施設に入るのか。公共的な施設、無料開放している施設といった区分けだと、ある程度は区別できるのではないか。

(会長)

当審議会は、先程、委員から出された2つの考え方についてどちらかに決めるという会ではない。

(会長)

事務局から提案があったが、市長からの諮問に対し、審議会として「観光施設という表現では施設の定義が不明確であるので、その部分について事務局に再検討して欲しい」といった内容で回答したいと思うが、委員の皆さんはそれで良いか。

(各委員)

賛同

(会長)

では、「広告景観整備地区における案内表示に関する許可基準の変更について」当審議会としてそのような回答をすることとする。

では、次の基準の変更について説明をお願いする。

(都市建設部参事 3 級)

【資料1-4に基づき石川新道沿道地域、空港通・空港ターミナル通沿道地域 域および第6種制限地域における広告物の用途等に関する許可基準の変更 について説明】

(会長)

今、事務局から説明があったが、その中の「自家用広告物とは何か」ということは、委員の皆さんは了解したか。

(各委員)

了解

(会長)

では、事務局から説明のあった許可基準の変更について、意見はあるか。

【委員からの意見は無し】

(会長)

では、この件については、当審議会として異議無い旨回答することとする。
次の説明をお願いする。

(都市建設部参事 3 級)

【資料1-4に基づき特別制限地域（第1種特別制限地域、第2種特別制限地域）における広告物の用途に関する許可基準の変更について説明】

(会長)

特定の案内施設等への案内を目的とする広告物という基準をやめて、すべて一律に面積と高さのだけの基準にするという内容だが、委員の皆さんはこれについて意見はあるか。

【委員からの意見は無し】

(会長)

では、この件についても、当審議会として異議無い旨回答することとする。
次の説明をお願いします。

(都市建設部参事 3 級)

【資料1-4に基づき制限地域（第1種制限地域～第6種特別制限地域）における自己管理用広告物の許可の適用除外基準の変更について説明】

(会長)

現行の基準だと、許可申請が必要となる広告物の面積基準が小さすぎるといった苦情がきているのか。

(都市建設部参事 3 級)

平成23年に広告物の調査をしたが、この面積基準を超える広告物が相当数あり、現行の基準のままだと、調査で判明した許可申請されていない広告物の広告主に許可申請を強いる部分があることから、他都市の事例や自家用広告物の許可の適用除外基準である10平方メートルといったことを勘案して、今回、自己管理用広告物の許可の適用除外基準を5平方メートルに変更したいということである。

(会長)

自己管理用広告物の実状を調べてみると、1平方メートル以下のものは、ほとんどなく、1平方メートルを超えるものが多数であったことから、実状に合わせた基準にするという理解で良いか。

(都市建設部参事 3 級)

コンパネの大きさである90センチかける180センチの広告物でも面積は1平方メートルを超えてしまうので、このような看板の規格、さらに実状を考慮すると、通常自己管理用として表示される広告物の面積で1平方メートルは厳しい基準であると考えている。

なるべく市民生活上も過度な負担をかけないかたちで進めたいということで、今回の変更案を提案した。

(会長)

他都市の事例で、3平方メートル、5平方メートル、10平方メートルとあるが、函館市として5平方メートルとした理由は何か。

(都市建設部参事3級)

広告物の大きさの規格の一つとして、90センチかける180センチ、タタミ1畳分の大きさであるが、これを2枚設置すると3平方メートルを超えてしまう。

最近多く見られる広告物の大きさの規格が、120センチかける240センチでタタミ1畳分よりも大きくなっていることもあり、さらに他都市の事例も踏まえ、5平方メートルが適当ではないかと考え、5平方メートルの変更案を提案した。

(会長)

この件について、意見はあるか。

最近、空き地が増えてきており、このような自己管理広告物も今後増えていくことが想定されるので、事務局に細かい質問をしたが、委員の皆さんはどう考えるか。

【委員からの意見は無し】

(会長)

それでは、この件についても、当審議会として異議無い旨回答することとする。

(司会「事務局」)

では、これまでの審議内容をまとめさせてもらう。

今回の事務局が示した変更案については、基本的には異議なしということで、ただし1つ目の広告景観整備地区の許可基準の変更案で、「観光施設」という表現については、対象となる施設および基準の記載方法について、事務局において再度検討して欲しいといった内容で審議会として答申するということが良いか。

(会長)

4つの基準の変更について審議してきたが、2つ目から4つ目までの変更案については、当審議会として事務局からの提案を了承、1つ目の変更案については、今、事務局から説明があったように、一部文書を含めて検討してもらうということで当審議会として回答したいが、異議ないか。

【委員からの意見は無し】

(会長)

では、議事1については、審議を終了する。

—— (2) 景観行政の検証と見直しについて ——

(会長)

議事2の説明をお願いします。

(都市建設部参事3級)

【資料2に基づき景観行政の検証と見直しについて説明】

(会長)

今、説明のあった資料2については、前回の審議会での皆さんの意見の中からキーワードを抽出し、カテゴリー別に分けたものである。ここに書かれていることが全てではないと思うが、前回の審議会で皆さんが考えていたことである。

これから平成30年度にかけて、色々な作業を進めていくにあたって、一番大切なのは、「検証の視点」の中の「目指すべき方向性」、大きな意味での方向性と小さな意味での方向性の両方があると思うが、函館市の景観はどうあるべきか、景観というのは市民の生活そのものであると思うが、委員には一言ずつ「キーワード」または「こういった観点が必要ではないか」といったことを述べて欲しい。

「目指す方向性」、「こういったことが大切ではないか」といったことについて順番にお願いします。

(D委員)

近代遺産と函館のまちづくりの関係性について考えたときに、これまでを振り返り大事だと思ったのは、昭和46年に「はこだての文化財」という本が発行され、昭和58・59年に伝建地区を指定するために調査を実施し、報告書としてまとめられている。その後、平成7年に函館市史の都市住文化編が出版された。これらは十数年間隔で、それぞれ視点を変えて行われ、この何十年間というのは、函館の西部地区の町並みを考えたときに、元町倶楽部や歴風会といった市民団体も関わっており、とてもアクティブであった。

資料2の2ページを見ると、制度という言葉が多い。その制度をつくることができたのは、これらの調査があつてのことである。しかし、制度が安定すると、次はその制度の変更が主題になってしまう。

(D委員)

一番活気があったのは、先程言った研究調査をしていた時期ではなかったかと漠然と思う。どういうことかと言うと、この時期は、まちについて真剣に考えていたということだと思う。

最近何十年間は、そういったことがなく、少し停滞していたという印象を持っている。新たなことを考えていくときに、これまでの伝建地区に対する視点ではなく、また別な視点での調査が求められていると思う。

資料2の2ページを見ると、制度という言葉が多い。その制度をつくることができたのは、これらの調査があつてのことである。しかし、制度が安定すると、次はその制度の変更が主題になってしまう。

一番活気があったのは、先程言った研究調査をしていた時期ではなかったかと漠然と思う。どういうことかと言うと、この時期は、まちについて真剣に考えていたということだと思う。

最近何十年間は、そういったことがなく、少し停滞していたという印象を持っている。新たなことを考えていくときに、これまでの伝建地区に対する視点ではなく、また別な視点での調査が求められていると思う。

(F委員)

今、話があつたように、確かに制度ができてしまうと、その後はその運用状況を見守るという姿勢になってしまい、停滞してしまうことはあると思う。将来的には次のステップに進むことが必要で、そのためにまた調査・研究をする時期に入るのも良いと思う。

函館に観光客が増えてきて、商業施設などが観光客受入のためにどんどん姿を変えている。目の前のことに対応して変えていこうとする商業側の努力は分かるが、そういったことに振り回されない、もう少し先を見ることが必要だと思う。先を見ることと、目の前のことに対応して変化を受け入れる両方の体制が必要だと思う。

看板を作るときには、必ず市に申請をすることになっているのか。

(都市建設部参事3級)

基本的にはそうである。

(F委員)

それはすばらしいと思う。そういった手続きが必要であると市民に浸透しているということは。

(都市建設部参事3級)

現状では、市民全般に広く浸透しているとは言い難い状況ではある。

(F委員)

看板のそのような制度も一つの景観行政であると思う。

(E委員)

これからは、市民にとって分かりやすく、親しみのもてる、企業や業者にも満足してもらえる景観行政になってもらいたい。満足してもらおうということは、とても難しいと思うが、条例制定30周年に向かって両者が、満足できるような景観行政になってくれれば良い。

(G委員)

前回の会議でも空き家について話をしたが、空き家は個人の財産なので難しいとは思いますが、空き家を建て替える際に、戸建て住宅ではなく、同じ趣味を持った人が気軽に集まれるような施設に建て替えることを推奨してはどうか。市民などが交流できる施設が西部地区にできると良いと思う。

(B委員)

西部地区には歴史的な建物がたくさんあり大変だと思うが、個人的な意見としては、公会堂からロシア領事館までの住宅街にも残したいと思う建物がたくさんあり、この地域に古い町家を見て歩くといった観光地としての役割を持たせたいと思うので、空き家となっている古い町家についても、少しずつ解決していく方向に向かうと良いと思う。

(H委員)

函館市にこのような審議会があるということは、非常に恵まれていると思う。

(H委員)

西部地区に居住人口を増やしていくという強い意志が必要だと思う。そのためには、綺麗な絵があるだけでは難しく、実体を伴った、極端だが、例えば西部地区に住む人は10年間税金がかからないといった、積極的な姿勢、強い意志が必要だと思う。観光客だけが訪れる町は、限界があるので、そこに住む人を増やしていく具体的な対策が必要である。

(H委員)

広告景観整備地区の広告物に対する基準などについては、もう少し継続的に慎重に議論をすべきだと思う。30年前の看板の意味と現在の看板の意味は大きく違って、30年前は看板を目指してそこに人が向うという図式が保たれていたが、現在は看板を目指してその店を訪れる人は、ほとんどいないのではないかと。大きな看板が集客に繋がるというのは幻想であって、面積の大きさよりは美意識の問題だと思う。その美意識を子供の世代から高めていけるような方策も一方では必要だと思う。

例えば、都市景観賞を受賞した建物の絵を描くといった取り組みであったり、函館市が景観の観点から良しとしたものが小さい世代にも流れていくような、息の長い取り組みではあるが、市民共通の美意識を育てていくことも必要である。

(C委員)

今の意見に全く同感であるが、市民目線と市民への景観に対する啓発はとても大切だと思う。事務局から景観とは市民の財産であるといった説明があり、資料2の1ページ目の「検証の視点」の中に「市民参加」と書いてある。そのことを考えてみると資料2の2ページ目の施策の中で、市民参加のメニューが見当たらないのが寂しい。

例えば行政が主体的に景観ワークショップや景観シンポジウムを開催し、市民を巻き込んで市民の言葉を景観行政に活かしていく仕組みが大切だと思う。

屋外広告物についても美意識が必要だと思うので、広告物の都市景観賞の対象にする試みも必要だと思う。

(I委員)

最近の広告業界は精彩を欠いていて、オリジナルの手作り看板が少なく、店舗の看板についても規格品の同じような看板を取り付けている。

特に西部地区は、規格品ではなく、建物にあった魅力的な看板を考えていく必要があり、魅力的なまちづくりのために努力していかなくてはならないと思う。

(J委員)

10月にイベントを開催したが、未来大学の学生30人くらいがボランティアで参加してくれた。元町地区の清掃やイベントの手伝いを献身的にしてくれ、ありがたいと思った。こちらからも、伝建地区での活動などに若い人にどんどん携わってもらいたいと思う。

(A委員)

建築学会では、近現代の建物をこれからの歴史の中でどのように残していくのかといった検討作業に入っている。これを函館市で考えると、都市景観賞やほかの様々な賞を受賞した建物が、近現代の歴史の中でどのように位置付けられていくのかを含め、大事な建物として、まちの歴史をつくっていくことになると思う。

制度をつくるときには、市や市民が函館のまちの歴史に責任を持つというスタンスをきちんと取っていないとダメだと思う。まちの歴史をまもり・責任を持つということは大事なことで、それが我々が今やっている景観や歴史的な建物の保全のための制度をつくっていくということだと思っている。

個人的な見解を言うと、建物は未来に残っていくわけで、未来に対し、どうやって責任を持つかということが、建物を設計する設計者にとって大事な部分である。

西部地区は明治からの建物が残っているゾーンであるが、函館は、大火の歴史とともに大正の歴史が色濃く残っている地域もあるので、例えば、銀座通をどうするのかについても考えていかななくてはならない。

五稜郭地区と函館駅前地区が中心市街地活性化のエリアになっているが、駅前・大門・松風町地域については、昭和9年の大火の後、戦後、昭和のまちとして非常に活気があったエリアで、その歴史をどうやって残していくのか、駅前通についてもどのように歴史を継続していくのかを考えていかななくてはならない時期にきていると思う。

(会長)

本州に住んでいる友人と函館の話をする、函館は行ってみたい街で、函館という街に対して独特のイメージを持っている。北島三郎の「はるばる来たぜ函館」という歌のフレーズがあるが、その言葉に表されているとおり、「はるばる来る」という印象をみんな持っていて、その際、「函館ってこんな街なんだろうな」ということを心の中に思い描いてやって来る。飛行機で来る人は空港で降りて、たいていの人にはバスで函館駅前に来るが、3月からは新幹線で来て、いきなりJR函館駅に来ることになる。

一年くらい前から非常に気になっていることは、JR函館駅前の広場に立って周りをぐるっと見回したとき、最近、函館らしさが全くなくなってきているということである。私が函館に来た十何年前は、本州の広島とは違うムードを持っていて、「函館とは、こういうところなんだ」というイメージがあったが、それが段々劣化してきて、函館らしさがなく、よく分からない街になってきている。

(会長)

これからの景観形成は2つあり、綺麗にするということと、匂いを残す、らしさを残すということ、この2つが非常に大切だと思う。ただ単純に劣化した建物を新しいものに建て替えるということだけが景観を綺麗にするということではなく、そこにずっと伝わってきた歴史的な匂い、生活臭をどうやって残し、表していくかということが、これからの景観行政にとって非常に大切なことだと思う。時間があれば、「函館って何だろう、函館らしさとは何だろう」ということを、一度、皆さんと是非、話をしたいと思う。

与えられた経済的資源の中で、これから市がまちづくりを進めていくにあたって、西部地区はもちろん大切だが、函館の中でいえば、西部地区は十分にケアされている地域である。むしろこれからは大門、それから美しいまちづくり検討会でも議論された、五稜郭地域、湯の川、さらに、この地域だけではなく、新幹線で新函館北斗駅に降り立った人が、そこから陸路で函館の街に来るということを考えると、函館らしい景観とは何だろうということをもう少し広く考えていかないといけない。函館駅前から西部地区にかけてが綺麗であれば、函館らしさが保たれたということでは決してない。時代が変わったとはそういうことで、新幹線がくるということは、函館に来る人たちの目の流れが、これまでとは違うということだと思う。もう少し広い観点で函館らしさを地域ごとに見ていくべきだと思う。

時代が変わった中で、景観形成に対する我々の見方も、世の中の流れの変化に対応していかななくてはならない。「函館らしいとは何か」ということをもう一度皆さん方に考えていただけたらと思う。

これで、一応予定されていた議題については、これで終了した。

3 その他

(会長)

その中で事務局から何かあるか。

(まちづくり景観課主査)

【資料3に基づき歴史的建造物に対する補助事業の再編について説明】

(会長)

補助事業の再編について、質問はあるか。

(B委員)

防寒改修、内部改修、防火設備の設置に対する補助について、対象となる工事費の設定はあるのか。

(まちづくり景観課主査)

現在、検討中である。

(会長)

ほかに何かあるか。

【委員からの質問は無し】

(会長)

では、この件については終了とする。

4 閉 会

(司会 [事務局])

以上をもって、平成27年度第2回函館市都市景観審議会を終了する。